

中山間地域等活性化・移住定住促進協議会 委員公募要項

1 目 的

中山間地域及びまちなか等（以下、「中山間地域等」という。）の活性化並びに移住定住の促進に関する事項を検討する「中山間地域等活性化・移住定住促進協議会」において、審議に県民の視点に立った意見を取り入れるため、委員を募集します。

2 委員の役割

今後の県施策への反映を図るため、協議会に出席し、その他の委員とともに、人口減少・高齢化が進む中での中山間地域等における地域づくりに関し、移住定住促進の視点も含め、県の具体的施策の取組状況等について、審議・検討いただきます。

3 募集内容

(1) 募集人数

1名

(2) 応募資格（次のすべての要件を満たす方）

- ①中山間地域等の活性化並びに移住定住の促進に関心があること
- ②県内在住の満18歳以上の方であること（令和8年8月29日現在）
- ③就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定がないこと
- ④協議会の会議に参加できること
- ⑤鳥取県暴力団排除条例に規定される暴力団員等でないこと
- ⑥国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと

(3) 任期

委員就任日から2年間

(4) 応募期間

令和8年9月2日（水）～9月16日（化）必着（2週間）

(5) 応募方法

別紙応募用紙に必要事項を記入の上、応募してください。

（郵送、電子メール、ファクシミリ、持参いずれでも可）

(6) 応募先

鳥取県輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 中山間・地域振興課

電 話 0857-26-7986

ファクシミリ 0857-26-8742

電子メール chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp

4 選考方法等

(1) 提出いただいた応募用紙により書面審査を行い、決定します。

(2) 選考結果は、速やかに応募者全員に郵送で通知します。

5 「中山間地域等活性化・移住定住促進協議会」の概要

(1) 目 的 中山間地域等の活性化並びに移住定住の促進に関する事項の審議・検討

(2) 委員構成 10名以内（公募委員含む）

(3) 開催回数 年1～2回程度

(4) そ の 他 県の規定に基づき、報酬及び交通費（実費相当額）を支給します。

6 その他

(1) 提出された応募書類は委員の選考のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。また、提出された書類は返却しません。

(2) 協議会は公開で行うため、委員は議事録などの協議会関係の資料（氏名及び発言内容）を全て公開することに同意されたものとして取り扱います。